

PPP/PFI

ページID 1014047

更新日 平成29年4月21日

PPP/PFIとは

PPP（Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ）は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、その中にPFI、指定管理者制度、包括的民間委託、公共施設等運営権などの事業類型が含まれます。

PFI（Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）は、1990年代前半にイギリスで導入された、公共施設等の建設、維持管理、運営等において、民間の資金と経営ノウハウ・技術力を活用し、効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを提供する手法です。

[指定管理者制度について](#)

「一宮市PPP/PFI手法導入優先的検討指針」について

本市では、PPP/PFI事業の推進を図るため、平成29年3月に「一宮市PPP/PFI手法導入優先的検討指針」を策定しました。

本指針は、下記の「一宮市PFI活用ガイドライン」の上位に位置づけられ、PFI以外の事業類型を導入するうえでの検討のあり方を示しています。

[一宮市PPP/PFI手法導入優先的検討指針（PDF 90.9KB）](#)

「一宮市PFI活用ガイドライン」について

本市では、公共施設の整備など、これまで行政が直接担ってきた分野において、民間事業者の資金やノウハウの活用が可能で、より効率的・効果的に質の高い公共サービスが提供できるものについては、PFIの導入を検討しています。

平成18年3月に「一宮市PFI活用ガイドライン」を策定し、公共施設等の整備手法としてPFIを活用していくうえでの基本的な考え方や実施手順・留意事項等を示しています。

[一宮市PFI活用ガイドライン\(29年4月改訂版\)（PDF 5.0MB）](#)

一宮市におけるPFIの導入実績

[一宮斎場整備運営事業（PDF 100.7KB）](#)

[リサイクルセンター整備運営事業](#)

一宮市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

(目的)

第1条 この指針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、住民その他市が提供するサービスの受益者（以下「住民等」という。）に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (2) 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画（住民等に対するサービスの提供を含む。）
- (8) 優先的検討 この指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、市が直接公共施設等の整備等を行う手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討すること。

(対象とする PPP/PFI 手法)

第3条 この指針の対象とする PPP/PFI 手法及び事業方式は、次の表に掲げるものとする。

PPP/PFI 手法	事業方式
(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	ア 公共施設等運営権方式 イ 指定管理者制度 ウ 包括的民間委託 エ 0（運営等 Operate）方式
(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	ア BT0 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） イ BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） ウ B00 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） エ <u>DB0 方式</u> （設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） オ R0 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） カ ESCO（省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業方式）
(3) 民間事業者が公共施設	ア BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取

設等の設計及び建設又は製造を担う手法	方式) イ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度をいう。）
--------------------	---

（優先的検討の開始時期）

第4条 市は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次の場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 「一宮市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画の策定又は改定を行う場合
- (2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行う場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- (4) 「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定を行う場合
- (5) 国有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (6) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、公共施設等の整備等の方針を検討する場合

（優先的検討の対象とする事業）

第5条 市は、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業であって、次の各号のいずれかの事業費基準を満たすものを優先的検討の対象とする。

- (1) 事業費の総額が10億円以上（建設、製造又は改修を含む公共施設整備事業に限る。）
 - (2) 単年度の事業費が1億円以上（運営等のみを行う公共施設整備事業に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

（適切なPPP/PFI手法の選択）

第6条 市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の採用手法を選択できるものとする。

- 2 市は、公共施設整備事業が次の各号に掲げるものに該当する場合には、当該各号に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。
- (1) 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加の実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施しないことが通例である公共施設整備事業 次条及び第8条の検討の省略

(2) 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加の実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施することが通例である公共施設整備事業 次条の検討を省略し、第8条の検討を実施

(3) 民間事業者から採用手法に関する提案がある場合であって、当該採用手法の導入により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加が見込まれることが客観的に評価される公共施設整備事業 次条の検討を省略し、第8条の検討を実施

(簡易な検討)

第7条 市は、前条第1項により採用手法を選択したときは、PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（別記様式）により、従来型手法による場合における次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）と当該採用手法を導入した場合における費用総額とを比較し、当該採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、複数の採用手法を選択した場合においては、それぞれの手法について算定した費用総額のうち最も低いものと従来型手法による場合の費用総額とを比較するものとする。

(1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

(2) 公共施設等の運営等の費用

(3) 民間事業者の適正な利益及び配当

(4) 調査に要する費用

(5) 資金調達に要する費用

(6) 利用料金収入

2 市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

(1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

(2) 類似事例の調査を踏まえた評価

(詳細な検討)

第8条 市は、前条により採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントの活用等により、要求水準、リスク分担等の検討を行い、従来型手法による場合における費用総額と採用手法を導入した場合における費用総額とを比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 市は、前2条による検討の結果、採用手法の導入に適しないと評価したときは、採用手法を導入しないこととした旨及び評価結果の内容を一宮市公式ウェブサイトに掲載して公表するものとする。

付 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。